

「知って安心認知症」パンフレット取扱要領

26 福保高在第920号
平成27年3月31日
最終改正 31 福保高在第90号
平成31年4月19日

第1 目的

都民に対して、認知症についての正しい理解を深め、認知症が疑われる場合に速やかな受診を促進するため、東京都で作成した「知って安心認知症」パンフレット（以下「パンフレット」という。）を各区市町村及び地域包括支援センター等で活用する際の事務手続きについて、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号。）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 使用の範囲

- 1 パンフレットの使用（パンフレットの一部を使用する場合を含む。以下同じ。）に関しては、次に掲げる者が地域における認知症の普及啓発を行う目的で活用すること。
 - (1) 都道府県及び区市町村等の行政機関
 - (2) 認知症の人と家族を支援する医療機関、介護事業所
 - (3) その他認知症の普及啓発に資すると東京都が認めた者
- 2 申請者は、第5の附帯条件を遵守した上で、パンフレットを地域の実情に応じたものへ加工し活用することができる。
- 3 パンフレットの活用とは、印刷物の作成及びホームページへの登載のことをいう。

第3 使用の制限

東京都は、次の各号のいずれかに該当するときは、パンフレットの使用を承認しない。

- 1 パンフレットの作成目的に反した使用をするとき。
- 2 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
- 3 宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- 4 販売、勧誘、宣伝及びこれらに類する私的な利益を目的とした使用をするとき。
- 5 パンフレットの情報により、閲覧者に誤認を与えるおそれがあるとき。
- 6 その他、東京都が不相当と認めるとき。

第4 使用承認手続

- 1 印刷物作成の承認
 - (1) 第2に基づきパンフレットの印刷物を作成する者は、別記第1号様式による使用申請書を東京都へ提出し、その承認を受けなければならない。
 - (2) 東京都は、パンフレットの印刷物の作成を承認するときは、別記第2号様式による使用承認書を申請者に交付するものとする。

2 ホームページへの登載の承認

- (1) 第2に基づきパンフレットをホームページへ掲載する者は、別記第3号様式による使用申請書を東京都へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 東京都は、パンフレットのホームページへの掲載を承認するときは、別記第4号様式による使用承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 第4の1に基づき印刷物作成の承認を受けたものについて、そのデータをホームページへ掲載する場合は、第4の1(1)の申請のときにホームページへ掲載の旨記載することで、第4の2(1)及び(2)の手続を省略できる。

第5 使用を許諾する場合の附帯条件

1 パンフレットの内容変更の制限

パンフレットの内容については、地域の実情に応じた加工等、東京都が別に定める場合を除き、変更を行ってはならない。

2 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の内容変更の禁止

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」について、チェックリストの名称の変更、設問数の変更、設問順の変更、設問文言の変更、回答文言の変更等の内容の変更を行ってはならない。

3 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の注意書きの掲載

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を掲載する際には、以下の注意書きを記載するものとする。ただし、(1)については、東京都が別に定める部分について、文言修正することができる。

- (1) 「20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。お近くの医療機関や相談機関に相談してみましよう。」
- (2) 「このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。」
- (3) 「身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。」

4 出典の記載

発行元に併記して、「出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「知って安心認知症」(年月発行)」を記載するものとする。

5 無断転載禁止の掲載

ホームページ上にパンフレットを掲載する際には、無断転載禁止と明記すること。

6 その他

東京都は、上記に加えて、使用承認書の交付に際して必要があるときは、条件を付すことができる。

第6 使用料

使用料については、要綱第12の定めによるものとする。

第7 報告及び調査

- 1 東京都は、パンフレットの使用を承認した者に対し、パンフレットの配布先及び配布枚数について報告を求め、又は調査することができる。

2 東京都は、前項によりパンフレットの使用が適切でないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月29日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月19日から適用する。